

市民協働推進委員会答申「協働を進める際の『公共的又は公益的な活動及び事業』の考え方」を受けた具体的取組の検討について

横浜市では、自治会町内会、NPO、企業など様々な活動団体と協働で事業を行っています。

市民協働条例では、こうした協働事業は、公共的又は公益的であることなどが求められており、そのために必要な要件等について整理する必要があることから、平成26年3月17日付で市民協働推進委員会に対して市長から諮問を行い、平成27年3月30日付で市民協働推進委員会から協働を進める際の『公共的又は公益的な活動及び事業』の考え方等の整理について、答申をいただきました。

平成27年度は、この答申で示された次の2つの事項について、本市が具体的な取組を検討いたしますが、委員の皆様のご意見をお聴かせください。

答申の「まとめ」より

- ① 市民協働を推進するために市と市民等とが協働で行う事業について、判断や確認が難しい場合や、疑義が発生した場合には、市民協働推進委員会の意見を聴取することを検討してほしい。
- ② 市職員はもとより協働に携わる誰しもが、この答申の内容をよく理解したうえで事業を行うことができるよう、具体的な事例を用いるなどの工夫をして周知を図ってほしい。

今年度の取組①

市民協働を推進するために市と市民等とが協働で行う事業について、判断や確認が難しい場合や、疑義が発生した場合において市民協働推進委員会への意見を聴取する方法

1 取組案

市民協働推進委員会への意見聴取の方法に係る要綱を作成します。

2 スケジュール等

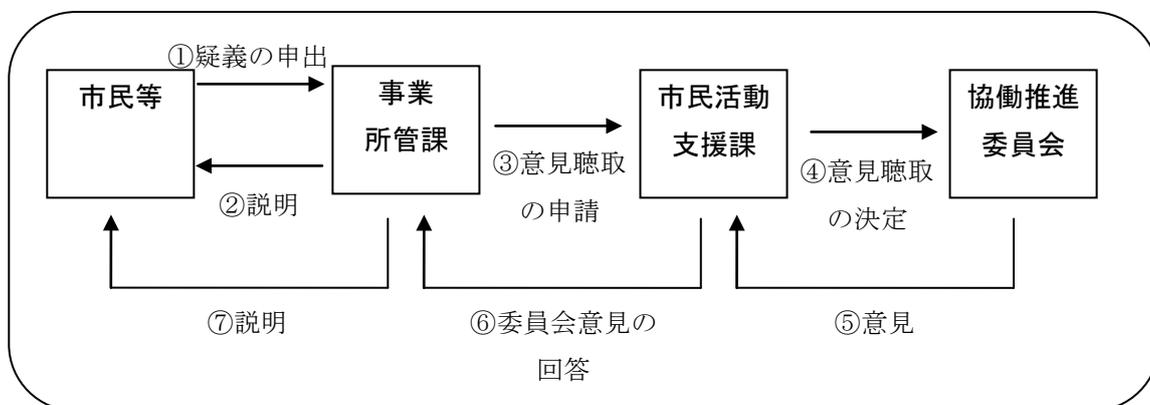
6月16日 市民協働推進委員会において意見聴取方法の方針について協議

7～8月 要綱案の作成

9月15日 市民協働推進委員会において意見聴取方法に係る要綱について協議

3 意見聴取の手順等について

(1) 意見聴取の流れ（案）



(2) 意見聴取の手順（案）

■ 取扱範囲

「判断が難しい場合」や「疑義が発生した場合」の取扱範囲は、「公共的又は公益的な活動及び事業」、及び、営利を主たる目的とする活動であるかどうかなど「非営利性」の考え方に関するものとします。

① 疑義の申出（市民等）

市民等は、協働で行う事業について、疑義がある場合は、事業所管課に申し出ます。

② 説明（事業所管課の役割）

事業所管課は、市民等から疑義の申出があった場合は、事業に関し市民等に対し、説明を行います。

③ 意見聴取の申請（事業所管課の役割）

市民等からの疑義に対し、事業所管課は、考え方の整理や市民等への説明が難しい場合は、横浜市市民協働推進委員会に対し、意見聴取を行うことができます。

意見聴取を行う場合は、横浜市市民協働推進委員会意見聴取申請書（第1号様式）※を市民活動支援課に提出します。

※申請書（第1号様式）の記載内容案

- ・市民等からの疑義の内容・事業所管課の考え方・論点 等

④ 意見聴取の決定（市民活動支援課の役割）

市民活動支援課は、事業所管課から横浜市市民協働推進委員会意見聴取申請書（第1号様式）の提出を受け、横浜市市民協働推進委員会への意見聴取が必要と認められる場合は、事業所管課の依頼に基づき、横浜市市民協働推進委員会への意見聴取を行います。

⑤ 意見（横浜市市民協働推進委員会の役割）

意見聴取は、原則、定例の委員会において行います。

また、委員会は、横浜市市民協働推進委員会意見聴取申請書（第1号様式）の内容を確認するため、必要に応じて事業所管課に対し、調査を行います。

⑥ 委員会意見の回答（市民活動支援課の役割）

市民活動支援課は、横浜市市民協働推進委員会での意見内容を横浜市市民協働推進委員会意見書（第2号様式）として作成し、事業所管課に回答します。

⑦ 説明（事業所管課の役割）

事業所管課は、横浜市市民協働推進委員会の意見の内容を十分に尊重し、協働事業に係る必要な判断と、市民等への説明を行います。

今年度の取組②

市職員はもとより協働に携わる誰しものが、この答申の内容を理解したうえで事業を行うことができるような周知の方法

1 取組案

市職員向けに答申内容を解説する手引き（仮称：「市民協働を進める際の留意点」）を作成し、ホームページに掲載するほか、協働研修等で活用します。

2 スケジュール等

6月16日 市民協働推進委員会において周知方法の方針について協議

7～8月 手引き案の作成

9月15日 市民協働推進委員会において手引きについて協議

3 手引きの掲載項目

(1) 答申の概要

(2) 自治会と協働する際の留意点（事例と解説）【参考資料参照】

答申で示されていた「地域の活性化を目的とした誰しものが参加することが可能な地域のお祭り」等の事例を踏まえ、『公共的』『公益的』『共益的な活動か公益的な活動かの判別が難しい場合』の考え方を解説。

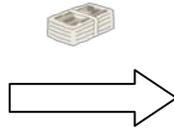
(3) 企業と協働する際の留意点（事例と解説）【参考資料参照】

答申で示されていた「観光客の集客が見込めて誰しものが参加できる映画のタイアップイベント」等の事例を踏まえ、『公共的』『公益的』『非営利性』の考え方を解説。

(4) 協働で事業を行う際の相談先

②事例検討

地域での盆踊り大会の開催



互助的活動団体（市と地域活動で協働）

地域にて盆踊りを開催

地域住民の絆を深めることを目的とした公益的活動として、とある地域の互助的活動団体が住民を対象とした盆踊り大会を毎年開催していることについて、市民の方から、『盆踊り大会は広く周知はされているものの、実態は会員のみしか参加をしていない』との情報提供を受けた。

【論点と事務局案による整理】

論点	事務局案による整理
<p>会員だけが参加している「盆踊り大会」は公益的活動と捉えることはできるか。</p>	<p>共益又は互助のために活動する団体はその会員のみを対象として行う親睦目的の活動などについては、互助的な活動であり、公益的活動と捉えることはできないと考えます。</p> <p>ただし、本事例の盆踊り大会のように、事業目的が地域の活性化のためなど不特定多数の利益となっており、会員資格のあるなしを問わずに開催されているのであれば、実態として参加者が会員のみであったとしても、公共的とも公益的とも捉えることができると考えます。</p>

【公共的な活動と捉えるために必要な要件】

- ①事業目的は不特定多数の利益（地域住民のためなど）となっているか
- ②（イベントの開催などに際し）参加の機会が広く開かれているか

【公益的な活動と捉えるために必要な要件】

- ①当該事業は、不特定多数の人々に利益をもたらすものであり、参加の機会も開かれているか

【確認方法】

- ・ 募集時の要件に設定（補助金や委託の場合）
- ・ 協定書などへの記載（負担金の場合）
- ・ 事業計画書や事業予算書などでの確認
- ・ 参加募集チラシなどでの記載

②事例での検討

横浜市を舞台にしたアニメのタイアップイベントの実施



アニメ制作会社Aは制作しているアニメのタイアップイベントを横浜市との協働事業として行うことはできないかとの申し出を行ってきた。

この事業を公共的な活動として考え、横浜市が協働事業として実施することは可能か。

【論点と事務局案による整理】

論点	事務局案による解釈
<p>アニメを制作しているA社と横浜市が協働事業として、アニメのタイアップイベントを実施することは可能か。</p>	<p>アニメの視聴者獲得や、関連グッズの売り上げ促進などを主な目的としている場合は、市民に広く利益をもたらすものにも、不特定多数の利益にも当たらないため、公共的とも公益的な活動とも捉えることはできません。</p> <p>また、イベントに参加するにあたり何らかの資格による制限をしている場合も、特定の人々にのみ利益をもたらす活動となるため、同様に公共的な活動と捉えることはできません。</p> <p>一方で、タイアップイベントを目当てに横浜市に訪れる観光客の集客を見込み、それによる経済効果や、横浜市の魅力をPRすることを目的としているのであれば、市民に広く利益をもたらす活動と考えられ、公共的な活動と捉えることができます。</p> <p>また、イベントへの参加資格についても、誰でも参加できるように設定されていれば、不特定多数を対象にしているため、公益的な活動と捉えることができます。</p>

【公共的な活動と捉えるために必要な要件】

- ①事業目的が、市民に広く利益をもたらすものであるか。
- ②事業の対象者は不特定多数となっており、誰でも希望すれば参加できるものか。

【公益的な活動と捉えるために必要な要件】

- ①事業目的が広く社会一般の利益にあたり、不特定多数を対象としているか。

【確認方法】

- ・ 募集時の要件に設定（補助金や委託の場合）
- ・ 協定書などへの記載（負担金の場合）
- ・ 事業計画書や事業予算書などでの確認